

平成30年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に係る北海道の地域特性を考慮した新たな支援制度の構築と財政措置等を求める意見書

9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、本市においても最大震度6弱を観測し、市内各地での住宅の損壊、道路の亀裂・陥没・液状化、断水などの被害に加え、市内全域にわたる停電が引き起こされた極めて激しい地震であり、住民の生活はもとより、各種産業に甚大な影響を及ぼした。

地震発生後、災害復旧や生活支援については、激甚災害の指定を受け、一日も早い復旧・復興に向けた対策が講じられているところであるが、今もなお、住民が元の生活を送ることが困難な状況が続いている。

さらに、北海道はこれから本格的な積雪寒冷の時期を迎え、これまで想定されていない宅地や住宅への被害の拡大などにより、被災者の生活再建が迅速に進まない懸念がある。

よって、国会及び政府においては、北海道の地域特性を考慮し、復旧・復興の状況に応じた支援が行われるよう、新たな制度の構築と特別な財政措置を早急に検討し実施するとともに、併せて、昨今、自然災害が多発している状況を踏まえ、被災者生活再建支援制度の拡充に向けて、早急に所要の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び札幌党中山真一議員